

駒ヶ根市での移住定住に向けた活動の宿泊費を支援する

「お試し滞在事業」をご利用ください。



【お試し滞在事業とは】

市外に住所がある方が、移住定住に向けた活動を行うために、駒ヶ根市が指定する施設に宿泊される場合に宿泊費等の一部を助成します。皆様のご利用をお待ちしています。

対象者（事前に駒ヶ根市に申込があった場合に限りです。）

駒ヶ根市以外に住所がある方のうち、駒ヶ根市への移住・定住を目的とした活動のため宿泊する方で下記のいずれかに該当する方

- ・市役所窓口での相談、又は体験会、相談会等に参加した方。
- ・移住・定住を目的として、市役所への移住相談や市等が開催する事業に参加される方

利用できる活動

- ・市内に住居や仕事を探すため
 - ・駒ヶ根市が実施する現地体験会に参加するため
 - ・市内での就農を前提に、新規就農準備校等に参加するため
 - ・移住定住に関する相談を行うため
 - ・移住するための引越し手続きや住宅の改修作業のため
- （観光・レジャー等移住目的外での利用はお断りしております。予めご了承ください。）

ご利用方法

1. 活動の目的が事業の対象となるか事前に駒ヶ根市へお問い合わせください。
2. ご利用になりたい宿泊施設等へ宿泊予約又は契約申し込みをしてください。
3. ご利用日の 1 週間前までに駒ヶ根市商工振興課に申請書・添付書類を提出してください。移住相談が初めての方は、アンケートも併せて提出してください。
（郵送・FAX・メール可）
4. 利用内容など確認し、利用決定者に利用券を郵送します。
5. チェックイン又は契約の折に利用券を提出してください。
6. 宿泊料金は、助成額を差し引いた額を宿泊施設等へ支払ってください。

助成額

利用する施設により異なります。

・1 グループ年間 50,000 円が上限です。

(年間は 4 月から翌年 3 月まで。①から③を複数利用も可能です)

① 宿泊施設の場合

1 人 1 泊 5,000 円 (1 回の滞在で 2 人×2 泊まで)

対象となる料金は、1 泊食事なし、1 泊朝食付、1 泊 2 食付などの基本宿泊料金で、料理の追加料金や酒類の料金は含まれません。

基本宿泊料金が 5,000 円に満たない場合は、その料金が助成額となります。

② コテージの場合 (駒ヶ根キャンプセンター 12 月から 3 月休業期間)

1 棟 1 泊 10,000 円 (1 回の滞在で 2 泊まで)

③ マンスリーマンションの場合 (ティンクル本町)

賃料の 3/4 の額 (年間 50,000 円上限)

利用は 7 日以上から可能。

家電等は備え付けがありますが、寝装具は利用者負担 (持ち込み) となります。

対象となる料金は賃料で、敷金礼金、光熱水費、保険料等は含まれません。

利用できる宿泊施設等

1 宿泊施設

	場所	施設名	住所	電話	特徴等
1	市街地	いなり亭旅館	北町 1-4	0265-83-2017	駒ヶ根駅近く
2		駒ヶ根グリーンホテル	中央 11-8	0265-83-1141	駒ヶ根駅近く
3		駒ヶ根プレモントホテル	赤穂 1522-3	0265-82-8400	駒ヶ根駅から徒歩 15 分
4	南部	馬見塚旅館	赤穂 14-326	0265-83-2324	馬見塚公園内
5	西部	駒ヶ根ユースホステル	赤穂 25-1	0265-83-3856	大沼湖湖畔、夕食提供無
6		山野草の宿 二人静	赤穂 4-161	0265-81-8181	温泉有
7		すずらん荘	赤穂 5-1198	0265-83-5155	温泉有、公共の宿
8		西山荘	赤穂 497-1153	0265-83-2625	温泉有
9	東部	駒ヶ根ふるさとの家	東伊那 507-1	0265-82-8391	古民家風宿、公共の宿

1 コテージ

1	西部	駒ヶ根キャンプセンター	赤穂 759-437	0265-83-9013	ログハウス
---	----	-------------	------------	--------------	-------

1 マンスリーマンション

1	市街地	ティンクル本町	上穂栄町 6-7	0265-82-5600	中心市街地、ワンルーム
---	-----	---------	----------	--------------	-------------

問合せ 長野県駒ヶ根市産業部商工振興課 移住・交流促進室 担当：宮下、山田
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号
TEL 0265-83-2111(内線 436) FAX0265-83-4348
E-mail : iju@city.komagane.nagano.jp